

川西市議会基本条例(案)に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 平成28年11月7日(月) ~ 平成28年12月6日(火)
- 2 意見提出人数 : 15人
- 3 意見提出件数 : 65件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A~Qのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
1	【全体】	市議会基本条例（案）のパブコメに際して訴求ポイント（特に他市に比較しての特長、川西らしさ）が残念ながら全く述べられていない。これでは現状の建前的な内容にすぎず、半年間の議会改革の議論の結果の反映が市民にまったく見えない。	議員の中から、条例に「川西らしさ」を盛り込むことの提案があり、議員間で議論しました。 その結果、条文については、議会運営や議員活動の原則などを定めることとし、条例の前文において、川西市の特徴や条例制定に至る経緯などを表記することとしました。	A-1
2	【全体】	そもそも、この基本条例案の内容どおりに実施されていないからこそ最近、地方議会不要論が噴出しているのであり、そのためには、まず、まえがきの〈議員力〉、〈議会力〉とは何かの意味を徹底的に議論し、議員間で認識を共有したうえで、その内容を実現させるための議員自身への縛りを条例案に盛り込まなければ、わざわざ基本条例案をつくる意味がない。	「議員力」と「議会力」に関しては、随所で議論となり、条例案策定の時点では一定の共通理解が得られたものと考えます。ただ、こうした議論を踏まえて、条例に具体的な縛りを規定するより、関係する個別の規則があるため、その中で詳細を定めることとしたものです。	A-2
3	【全体】	素案検討部会の議事録や参考資料の公開がまったくされていないので、1年間の議運の議事録だけを読むと、川西らしさ、とか、これで市民から意見が得られるのかという建設的な意見も出てはいるが、それ以上の踏み込みはまったくなく、中身の議論は今後にしてまず条例ありきで実績を優先するという大勢のとおりに進んでいったと推察される。	条例案に対するパブリックコメントにより、市民の皆さんからいただいた意見や指摘を踏まえて、さらに議論を深めていきたいという思いから、今回、パブリックコメントを実施したところです。 提出いただいた意見を踏まえ、条例の制定とともに、議員活動をはじめとする今後の取り組みに関する具体を検討していきます。	A-3
4	【4ページ】 第3章 議員の活動 第6条（4）	（原案） 日ごろの調査及び研修を通じ、自らの資質向上に努めること。 （修正案） 日ごろの調査及び研修を通じ、自らの資質向上に努め、かつ、調査及び研修の報告書を議会事務局に提出し、市民に公開しなければならない。 （理由：政務活動費の明瞭化は金額の公開だけでは不十分で調査、研修の内容と川西市政への活用案を公開し、費用対効果を市民に公開するため）	現在、政務活動費の明瞭化などに関する具体的な内容を「川西市議会政務活動費の交付に関する規則」で規定しているため、ご指摘のとおり、報告書の作成義務及びその公開を原則として、この規則改正の議論を進めています。	A-4

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
5	【6ページ】 第4章 市民と議会との関 係 第11条	<p>(原案) 本会議及び委員会等の会議は、原則として全て公開とし、会議録その他配布資料等についても同様とする。</p> <p>(修正案) 本会議及び委員会の会議は、原則として全て公開とし、インターネット中継、会議録、その他配布資料等についても同様とする。(本会議よりも、少人数でより深い討議がされている委員会こそ、ぜひインターネット中継を導入する必要がある。費用がかかるとか、近隣市がまだ導入していないとか、始めから消極的な意見が必ずあると思うが、兵庫県議会、その他地方議会でもかなり実施されて来ている。川西らしさを実現する重要ポイントとして強く要望したい)</p>	<p>本市では、既に本会議の録画配信を実施していますが、今後は、委員会のインターネット配信についても検討していくこととしています。</p> <p>今回の議会基本条例では、基本方針を規定することとしていますので、ご指摘の内容を含めて、個々の事柄に関する詳細は規則等で定めていきます。</p>	A-5
6	【7ページ】 第4章 市民と議会との関 係 第12条第2項 (1)	<p>(原案) 議会報告会又は意見交換会</p> <p>(修正案) 議会報告会又は意見交換会、ただし、土日曜開催等で出前議会報告会(意見交換)を26人の市議を5グループ程度に分けて年4回開催する。ただし、1グループには複数の他会派市議から構成しなければならない。</p> <p>(理由：現状の市議の報告会は内輪内の自己宣伝的な内容になっており、緊張感が欠ける。やはり複数会派が緊張感を持ち共同で実施し、しかも、市民が気軽に参加できる土日開催等の出前形式が必要)</p>	<p>議会報告会や意見交換会については、異なる会派の議員が出席するとともに、議員からの報告や説明に偏らず、市民の方が気軽に参加して、色々な意見が聞かせてもらえるような場にしていきます。</p> <p>ご指摘のように、休日や夜間の実施を含めて、今後、具体的な実施方法を検討していきます。</p>	A-6

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
7	【 8 ページ】 第 5 章 議会と市長との関 係 第 1 4 条	<p>(原案) 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。</p> <p>(修正案) 議会は市長等の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、さまざまな調査・研究を重ねたうえで政策条例および政策提言を行うことなどにより、常に緊張のある関係、、、、、、尽くさなければならない。</p> <p>(理由：この部分は基本条例の最も重要な部分で地方自治法112条第1項の政策条例、政策提言に基づく部分で、昨今、政務活動費の不正と並んで地方議会不要論の噴出の背景になっている。 したがって、ここは解説ではなく必ず本文に明記しなければならない。 余談だが、現川西市議のなかでも新人議員以外に古参議員にも二元代表制では市長の権限は絶対的で議員はチェックしかできないと苦しまぎれの抗弁する議員があり、これで、市民を騙せると思っているのかと思うと大きな失望を覚えてしまった)</p>	<p>ご指摘のとおり、今回のパブリックコメントでお示しした逐条解説の文章を基本として、条例案の条文変更を検討します。</p>	A-7
8	【全体】	<p>まず総評から言わせていただきますと、議員の基本姿勢が細かく書かれ、あとは誠実な実行のみと思いました。</p>	<p>今後、皆さまのご意見を踏まえて、具体的な取り組みの検討を進め、条例の基本方針に従って、誠実に実行してまいります。</p>	B-1
9	【全体】	<p>議員立候補者に熟読することを義務化してほしい。 第 2 7 条(本条例の研修)は議員就任前にも必要。</p>	<p>今回の条例により、議員就任前の段階で義務化するのは困難と考えられますが、立候補予定者へ条例を配付するなど、内容の周知を検討します。</p>	B-2
10	【 4 ページ】 第 3 章 議員の活動 第 6 条(4)	<p>(原案) 日ごろの調査及び研修を通じ、自らの資質向上に努めること。</p> <p>(修正案) 市民の意見を踏まえた政策提案等を行なうため、日ごろの資質向上に努めること。</p>	<p>ご指摘の趣旨のとおり、この第 6 条では、市民の意見を把握して、積極的な政策提案を行う旨を(2)と(3)で定めています。</p>	B-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
11	【5ページ】 第3章 議員の活動 第7条 (議員の政治倫理)	市民の代表として相応しい品位、知性をみがいてほしい。	ご指摘を真摯に受け止め、今回の条例制定を機会に、あらためて、個々の議員が市民の代表としての自覚をもって、議会運営と議員活動に邁進いたします。	B-4
12	【5ページ】 第3章 議員の活動 第9条 (政務活動費)	社会的に問題になっている今、上限をもうけ、実費請求とし、しっかり監査する。	政務活動費については、別途、「川西市議会政務活動費の交付に関する条例」等で、政務活動費の上限額や対象範囲など、具体的な取り扱いを定めています。ご指摘の監査をはじめ、より公正な執行に向けた取り決めについて、今後、議会内でしっかりと議論していきます。	B-5
13	【6～7ページ】 第4章 市民と議会との関係 第10条 (情報発信、共有及び説明責任) 第12条第2項 (市民参加)	今回学校統廃合の件で、地域住民の声が反映されていなかったことで中止となりました。 第12条第2項の(1)～(4)の方法で市民の意見を充分把握してほしい。	市が事業を進める上では、市民の中でも様々な立場・意見があり、議会としては、市民の皆さんに対して、積極的に情報を発信し、より多くの方の声を聞かせていただくことが大切だと考えています。ご指摘のとおり、今後、条例に規定した方法の実施に向けて、具体的な内容を決定し、これを実践していきます。	B-6
14	【7ページ】 第4章 市民と議会との関係 第13条 (請願及び陳情)	請願及び陳情は真摯に受けとめ政策提案として誠実に議論を望みます。	現在は、提出された請願を委員会で審査し、その結果に応じて、関係機関に意見書を提出するなどの活動を行っています。今回の条例案では、請願者が委員会の場で意見陳述できるようにすることなどを想定しています。	B-7

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
15	<p>【 8 ページ】 第 5 章 議会と市長等との関係 第 1 4 条 (市長との関係) 第 1 5 条 (議決事項) 第 1 6 条 (監視及び評価)</p>	<p>話題の都議会の件を考えると、議会の監視機能強化を川西にも望みます。常に市民の代表としての緊張感が弱くなっている。初心に戻り責務を果たすことが大切。</p>	<p>ご指摘と同じく、「初心に戻り責務を果たす」という想いを含めて、今回、議会基本条例を制定することとしたものです。 この条例制定を機に、これまで以上に議会の監視機能がしっかりと発揮できるよう、あらためて議会としての取り組みを議論し強化していきます。</p>	B-8
16	<p>【 9 ページ】 第 5 章 議会と市長等との関係 第 1 8 条 (会議における質疑応答)</p>	<p>議会傍聴に時々行くが、市長は、全国的な問題は、国に順ずる答弁が多いと感じる。 市民のためにどうあるべきか、川西としての未来にとってはどうかの答弁がほしい。</p>	<p>今後、「市民のためにどうするべきか」ということについて、今回の条例の理念に従って、議会として、皆さんの意見を把握した上で、市長等に提案ができるよう取り組んでいきます。</p>	B-9
17	<p>【 9 ページ】 第 6 章 議会機能の強化 第 1 9 条 (専門的知見の活用)</p>	<p>この項目は素晴らしい。もっと専門的知見で川西の発展に活用必要。</p>	<p>専門的な知識や経験を有する人の助言などが、しっかりと活用できるよう、具体的な仕組みを検討します。</p>	B-10
18	<p>【 1 1 ページ】 第 7 章 議員の報酬 第 2 5 条 (議員報酬)</p>	<p>財政厳しい折、公務員、公僕として全国水準にも目を向け、常に適切であるかチェック、見直しが必要と考えます。</p>	<p>議員報酬は、学識者や市民の代表等で構成される「川西市特別職報酬等審議会」において、客観的な立場で見直しの協議が行われ、改定額等の答申がなされます。 この審議会は数年ごとに開催されるほか、財政事情の急変など必要に応じて開催されますので、議会としては、この答申を尊重しながら、報酬額の見直しを行っていきます。</p>	B-11

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
19	【3ページ】 第2章 議会の運営 第4条 (議員定数)	議員定数26人とする。 上記の定数を半減させ13人とするに改定する。これを提案します。 川西市は企業数も減少し、法人税収入が減少している。住民の所得税依存も住民が定年退職し、年金生活に入っている人が増加し給与所得をベースにする所得 税収入も減少して来ている。26人もの議員もこの傾向に対応する具体的な産業 政策も打ち出されていない。26人もの議員の経費支払能力がない。議員手当を 50%カットするか定数を50%カットする必要がある。組織(この場合市議 会)の費用を確保出来ない時が必ず来る。歳入が減少する傾向にあることを考 えるべきである。費用>歳入の将来を見通せば馬鹿でも費用削減の手を打つので ある。川西市議会はどう考えているのか？	市民には、様々な考え方・意見をお持ちの方があり、 議員候補者が掲げる政策や活動内容などを踏まえて、そ れぞれが支持する人を選ぶこととなります。 ご指摘のように、財政状況を考慮して、議員定数や報 酬を減らすという考え方もありますが、異なる立場や考 え方をお持ちの人を代表する役割を果たすためには、一 定の人数が必要となります。 今回の条例案では、これらの要素を総合的に判断した うえで、議員定数を定めることとしています。	C-1
20	【その他】	キセラ公園に猪名川町にあるゆうあいセンターの様な施設を作ってほしい。 高齢者用の巡回バスを走らせてほしい。 阪急の駅前にJRの駅前にある駐車場ビルを作ってほしい。昼だけとか夜だけ とか平日だけ休日だけの様な格安クーポンを発行してほしい。	今回の条例案では、ご要望いただいたような事柄を含 めて、議会として、広く皆さんの意見を聞きながら、事 業効果などを判断して、市長等に提案していくこととし ています。	D-1
21	【全体】	川西市議会基本条例(案)について拝読致しましたが、此れの作成に至った経過 が、判らないので意見を表示するのは難しいです。 立法府と行政府との実情が判らないと一般市民(有権者)には意見の申し出が難 しい思いがします。 立法府と行政府との実情を、私の想像を敢えて申し上げますと、立法府と行政 府との関係・関連或いは議員間に於いて満たされぬものを、感じるられる所もあ り、(この私の想像は貴方と相違するところは、あると思いますが・・・)某議 員の執務報告を読んだ限りを申し上げれば、議会質問で質問のしっぱなしで、実 現の有無の報告が見当たらないのも目にした。	ご指摘いただきました内容は、これまで議会として、 十分な情報の発信と説明ができていなかった結果による ものと受け止めています。 議員の質問で提案した内容が実現したかどうかの結果 報告を含めて、市民の皆さんに必要な情報を伝え、ご理 解が得られるよう、今後、具体的な取り組みを議論して いきます。	E-1
22	【5ページ】 第3章 議員の活動 第9条 (政務活動費)	議員の政務活動費の内訳・領収書のチェックを丁寧にしてほしい。 内容を公開してほしいぐらいです。	現在、議会のホームページで政務活動費の収支報告書 と出納簿を公開しています。 また、議会事務局の窓口では、これらの書類に加え、 領収証を閲覧できるようにしています。 今後は、ホームページで領収証を公開していきます。	F-1
23	【1ページ】 前文	P1、前文の10行目、川西市議会の次に、「(以下「議会」という。)」を加 え、同15行目、「市長等」は、「市長その他の執行機関(以下「市長等」とい う。)」とし、併せて、P8-3行目についても修正すればどうでしょうか。条 文は、前出から整理するのが基本。	ご指摘のとおり、いわゆる略称の表示は前出のものか らが基本ですが、本市では、条例の前文中に略称は表示 しない取り扱いで統一しております。	G-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
24	【2ページ】 前文<解説>	P 2 - 3 行目、解説中「議員」は、「議会」の決意ではないでしょうか。	条例制定への思いは、ご指摘のとおりです。 解説については、条例制定後の説明資料として作成する際に見直しを検討します。	G-2
25	【2ページ】 第1章 総則 第1条 (目的)	6 行目、「代表制の下」は、前文では「下」でなく、「もと」になっていますが、どちらかに突合せさせる。次に「議会」は、「議会及び議員」の両方と思いません。	最初のご指摘で「下」と「もと」の表記については、「下」に統一します。 次のご指摘については、議員の役割や責務を包含して「市政における最高の意思決定機関である議会」という表記にしています。	G-3
26	【2ページ】 第1章 総則 第1条 (目的)	7 行目、「その活動原則及び責務」とありますが、この条例では、それ以外に多くを含みますので、「議会に関する基本的事項」で括る方がベターでないか。	ご指摘の内容を踏まえて、文言を変更する方向で検討します。	G-4
27	【2ページ】 第2章 議会の運営 第2条 (議会の運営原則)	2 1 行目として、新たに第4号を設け、「市民の負託に応え、常に自ら改革に取り組む議会である。」との主旨の文言を加えたいと思います。それが、この条例制定の趣旨でもあり、新たな決意の出發と私は考えるからです。	ご指摘の主旨を踏まえて、追記する方向で文言の検討を進めます。	G-5
28	【3ページ】 第2章 議会の運営 第5条 (委員会)	P 3 - 1 8 行目、第5条の見出しは、第4項を見れば(委員会)でなく、(委員会等)でしょうか？	ご指摘の内容を踏まえて表記を変更する方向で検討します。	G-6
29	【3ページ】 第2章 議会の運営 第5条 (委員会) 第4項	下から3行目、「別に定める会議」には、施行時(いつ頃を予定されていますか)にどのような会議があり、また、今後どのようなものが想定されますか。	議会基本条例の施行は、平成29年4月をめざしています。 また、「別に定める会議」とは、市議会だよりの発行にかかる広報委員会、情報公開や個人情報保護制度の適正運用にかかる議長の補佐機関である情報公開協議会が該当します。 条例制定後については、個別事案の調査研究や議員間討議の場など、今後、新たな会議についても設置の必要性を議論していきます。	G-7

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
30	【4ページ】 第3章 議会の活動 第6条 (議員の活動原則) (3)	P4 20行目、提案を「踏まえた」とは、どういう意味なのでしょう。 「踏まえた」の言葉が適切なのかどうかの視点からできれば、例示してご説明くださればうれしいです。	ここで述べようとしているのは、積極的な政策提案の手法として、条例や意見書等の提案を例示しているものですので、ご指摘のとおり、「……意見書等の提案を踏まえた」の部分を「……意見書等の発議をはじめ」といった意味の文言へ変更を検討します。	G-8
31	【5ページ】 第3章 議会の活動 第7条 (議員の政治倫理) <解説>	P5 - 8行目、解説中「市政の発展と市民生活の向上」は、第1条の規定に準じて「市民福祉の向上と市政の発展」に合わせる。	解説については、今後、条例の説明を行うための資料として活用する場合等に、ご意見を参考にして見直したものを使用します。	G-9
32	【5ページ】 第3章 議会の活動 第8条 (会派)	14行目、「政策立案、決定、提案等を行うため」は、特化しすぎ狭義なため「議会活動を行うにあたって」とする方が適当ではないでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえて変更する方向で検討します。	G-10
33	【5ページ】 第3章 議会の活動 第9条 (政務活動費) 第2項	下から3行目、「透明性を」の次に、「十分に」を挿入し、より一層の透明性の確保を期待します。	ご指摘のとおり文言を挿入します。	G-11
34	【6ページ】 第3章 議会の活動 第9条 (政務活動費) 第3項<解説>	P6 - 9行目、解説中「取り扱いは、」の次は、施行済みであるため、「川西市議会政務活動費の交付に関する条例によることを規定しています。」にすれば、簡潔な表現ではないでしょうか。	解説については、今後、条例の説明を行うための資料として活用する場合等に、ご意見を参考にして見直したものを使用します。	G-12
35	【6ページ】 第4章 市民と議会との関係 第10条 (情報発信、共有及び説明責任)	12行目、「その有する情報」が色々ありすぎ分り難いので、その前に代表的な例示、例えば「議決事件を始め」などを挿入できませんか。	ご指摘の内容を踏まえて追記する方向で検討します。	G-13

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
36	【7ページ】 第4章 市民と議会との関係 第12条 (市民参加) (2)	P7-4行目、第2号の解説にはありますが、条文は、だしぬけに「素案」とありますが、分かりよい引用例示が入りませんか。	この場合の素案の具体例としましては、議員提出条例やその他市民の方に対して負担が伴う政策などを念頭に置いています。ご指摘の内容を踏まえて検討します。	G-14
37	【その他】	(1) 建前では、パブリックコメントにより市民参加の機会を確保したと言われますが、これが実施されていることをどれだけ多くの市民がご存知か、はなはだ疑問に思います。市広報による直前実施の案内や結果公表などはもとより、さらなるPRの拡充を望みます。また、逐条解説を付けていただいておりますが、官庁用語ばかりで分りづらく意見・質問等の出しようがないのではないかと思います。例えば、用語解説を付けるなどが考えられますが、このコメントに当たり議会として分りよくするための工夫点をお聞かせください。	今回のパブリックコメントでは、全ての議員が5つのグループに分かれて、能勢電鉄の駅前などで案内のチラシを配布しPRを行いました。 また、パブリックコメントの実施にあたり、ご指摘のように「用語解説」を付ける案もありましたが、用語解説自体が固い表現になってしまうことと、文章の量が多くなり、かえって読んでいただけないのではないかとという心配もありました。そこで、解説文の中に簡単な説明を入れることとし、できるだけわかりやすくという思いで作成したものが今回の解説です。	G-15
38	【その他】	(2) 二元代表制のなか、災害対応についても、議会の果たすべき役割は重かつたと存じます。しかし、「議会・議員の災害対応」なる規定が見当たりませんがどのようにお考えでしょうか。常に議会の備えが喫緊の課題であり、基本を定めることが緊要であることから、この際は、この条例に明文化する絶好のチャンスと思料いたします。	ご提案いただいたとおり、議会・議員の災害対応について、条例に明文化する方向で検討いたします。	G-16
39	【その他】	(3) また、申すまでもなく市長等と議会の両者が市民との参画と協働のまちづくりを推進することになりますが、この条例と川西市参画と協働のまちづくり推進条例との関係はどうなるのでしょうか。特に熟慮された点をお伺いします。	ご指摘のとおり、市長等と議会の両者が市民との参画と協働のまちづくりを推進することとなります。 「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」では、議会が規定の対象となっていないので、市民の意見を十分に把握し政策提案等を行うなど、この議会基本条例で同趣旨の内容を定めています。	G-17
40	【その他】	(4) 逐条解説は、このコメントの対象範囲外とっていますが、そう受け止めてよろしいか。にも拘らず意見等を申し述べ失礼しました。	逐条解説は、お見込みのとおり、今回のパブリックコメントに際して、直接の対象ではございませんが、今後、条例の説明を行うための資料として活用する場合には、ご意見を参考にして見直したものを使用します。	G-18

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
41	【2ページ】 第1章 総則 第1条 (目的)	二元代表制一翼を担っていることを自覚し、議員の報酬も市長と同様減額すべきである。	議員報酬は、学識者や市民の代表等で構成される「川西市特別職報酬等審議会」において、客観的な立場で見直しの協議が行われ、改定額等の答申がなされます。 議会としては、この答申を尊重しながら、報酬額の見直しを行っていきます。	H-1
42	【3ページ】 第2章 議会の運営 第4条 (議員定数)	前期26人 2人減といいながら、2人分の報酬分案分して差し引くということで議員さんから聞いたが、次回の選挙から24名となる。	現時点において、次回の市議会議員選挙に向けて、議員定数を24名にするというような議論は行っていませんので、報酬の取扱を含めて、ご指摘のような事実はありません。	H-2
43	【4ページ】 第3章 議会の活動 第6条 (議員の活動原則)	議員2期目でありながら、本議会一般質問を1回だけしかしていない議員がいる。それは活動しているとはいいたい。こういう議員は報酬を4年間分カット。	議員活動は、一般質問の回数のみで判断できるものでなく、また、議員の報酬は条例で定められており、ご指摘のような理由で減額できるものではありません。	H-3
44	【5ページ】 第3章 議会の活動 第9条 (政務活動費)	元川西市職員で西宮市から県議に出た人をきっかけに、兵庫県議長も全国に波及したので、当市は請求書と預り証をもらったものとする。	政務活動費については、現在、議会のホームページで収支報告書と出納簿を公開しています。 また、議会事務局の窓口では、これらの書類に加え、領収証を閲覧できるようにしています。 今後は、ホームページで領収証を公開していきます。	H-4
45	【その他】	議員の多選の廃止。	現行の法令下では、議会基本条例において、議員の多選を禁止する規定を設けることは難しいと判断します。	H-5
46	【その他】	魅力ある川西にする為に、前文に少子高齢化社会に対してどの様に対処しているのか、2015年の国勢調査で5人に1人が高齢者と発表されている。それを解決出来れば、女性の出生率も上がってくると思われる。	議会基本条例に規定する内容としては馴染まないと判断いたします。今後、関連する政策提案等を行う際には参考とさせていただきます。	H-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
47	【3ページ】 第2章 議会の運営 第4条 (議員定数) 第2項	定数は、34～26人とする。(または、26人を下限とする) 議員定数は、地方自治法で人口により上限が示されています。最近はどんどん減らしておりますが、これでは少数者の声が届きにくくなり住民が主人公の理念が損なわれると考えます。住民の声のパイプを細くすることになります。川西市は人口15～16万人ですと34人が上限です。市政発足当時人口5万人程度で30人でした。増やすことを考えるべきと考えます。	議員定数については、他都市においても減員する動きが多く見られ、本市でも平成19年に条例を改正し、それまでの30人から26人としています。 ご指摘のとおり、市民の声を広く市政に反映するためには、一定の議員数が必要であると認識していますので、今回の条例案では、「議会の役割及び機能を果たすことができ、市民の意見等を考慮した上で定める」と規定しているものです。 また、議員定数の規定方法をご提案いただきましたが、市民の皆さんに対して、議員定数を明確に示すべきと考え、条文に明記していくこととしたものです。 なお、地方自治法においては、平成23年の改正時に、人口規模に応じた議員定数の規定は削除されています。	1-1
48	【7ページ】 第4章 市民と議会との関係 第12条 (市民参加) 第2項(1)	議員は自由に報告・発言ができる。 議会で決まったことを報告するだけでなく、各議員が自由に意見が言えて、市民の意見を聞くことができように行う。	ご指摘のとおり、市民の皆さんの意見を聞かせていただくとともに、議員との意見交換ができるような仕組みを検討していきます。	1-2
49	【7ページ】 第4章 市民と議会との関係 第13条 (請願及び陳情) 第2項	陳情も請願と同様に委員会に報告され、陳情者の声を聴けるようにする。請願のように討論採決は必要ないが、市民の生の声が聴けるようにする。	陳情書については、現在、その内容を全議員に伝達するため、コピーしたものを配付しています。 今後は、これらの中で、特に調査・研究が必要と判断した場合に、陳情者からその趣旨説明が受けられるようにするなど、具体的な仕組みを検討します。	1-3
50	【8ページ】 第5章 議会と市長等との関係 第16条 (監視及び評価)	議会選出の監査委員は、監査の度にその評価を議会に報告するものとする。 議会選出の監査委員が監査結果をその都度議会に報告できるようにし、議会のチェックを行えるようにする。以前は、決算委員会に証拠書類が提出されチェック出来ましたが現在はおこなわれておりません。監査は数字だけの監査にとどまらず内容の点検・意見が出せることが大切と考えます。議会選出の監査委員がその評価を議会に報告できるように改善を願います。(以前、国からの監査で来られた方にお酒代・花代・煙草代などが支出されていたことがありました)	議会選出の監査委員は、自身の評価等を含めて、それぞれの事案にかかる監査結果を議会へ報告します。これは、あくまでも他の監査委員とともに、客観的な立場で評価した結果等をまとめるものです。 議会としては、決算委員会で提出される「決算成果報告書」をはじめとする関係書類をもとに、予算の適正執行とともに、各事業の効果等を審査し、改善点などに関する指摘・提案などを行っています。	1-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
51	【全体】	1ページから12ページまでの基本条例(案)は全て読ませていただきましたが、反対意見等ありません。	ご意見ありがとうございました。	J-1
52	【その他】	市の公共施設、特にスポーツの普及、健康増進を目的とする総合体育館では終日禁煙とする。 歩行喫煙は禁止、吸い殻のポイ捨ては罰金。 ペット特に犬の散歩中の糞の放置は禁止し、飼い主は糞を持ち帰り、尿は水で流すことを義務付ける。 上記の件は、パブコメの主旨から外れると思いますが、是非制定していただきたい。	今回の条例案では、ご要望いただいたような事柄を含めて、議会として、広く皆さんの意見を聞きながら、事業効果などを判断して、市長等に提案していくこととしています。	K-1
53	【2ページ】 第2章 議会の運営 第2条 (議会の運営原則)	議員の方は多忙とは思いますが、市民の為、時間は最大限取って頂き、活発な議論をお願いします。 各党派・各党派、差別なく時間を充分とって議論して頂くことをお願いします。	ご指摘の主旨を踏まえ、様々な課題等について、市民の皆さんの意見を聞かせていただきながら、議員間で活発に議論していきたいと考えています。	L-1
54	【3ページ】 第2章 議会の運営 第4条 (議員定数)	議員定数削除などしないようお願いいたします。少数による独断的な密室的な議会運営は望みません。	市民の声を広く市政に反映するためには、一定の議員数が必要であると認識していますので、今回の条例案では、「議会の役割及び機能を果たすことができ、市民の意見等を考慮した上で定める」と規定しているものです。	L-2
55	【4ページ】 第3章 議会の活動	少数意見を尊重すること。多様な意見を反映させることこそ市政の発展・活性化につながります。	少数意見を踏まえたくて、議員間で十分な議論を行い、議会としての意思決定をしていきたいと考えています。	L-3
56	【全体】	市民の代表という誇りのためにも、議員の発言・提案・相互の討論を大切にしてください。お願いします。	市民の皆さんの意見を十分に把握することに加え、議員自らが調査・研究を行い、これに基づき、議員間で議論を重ねたくて、その結果が市政に反映できるよう努力していきます。	L-4
57	【3ページ】 第2章 議会の運営 第4条 (議員定数)	定数削減はしないで下さい。市民の意見の反映のため。	市民の声を広く市政に反映するためには、一定の議員数が必要であると認識していますので、今回の条例案では、「議会の役割及び機能を果たすことができ、市民の意見等を考慮した上で定める」と規定しているものです。	M-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
58	【4ページ】 第3章 議会の活動 第6条 (議員の活動原則) 【9ページ】 第6章 議会機能の強化 第19条 (専門的知見の活用)	我々の代表である議員であるから、常日頃から知識を得る為に努力されていると思われるが、専門家の意見も聞く事も必要であるが、専門家の意見は意見とし、住民の意見を尊重していただきたい。例 市立川西病院改革審議会等	ご指摘のとおり、専門的な知識や経験を有する人の意見を参考にしたうえで、あくまでも市民の声を尊重した政策提案等を目指していきます。	M-2
59	【5ページ】 第3章 議会の活動 第9条 (政務活動費)	政務活動費の必要性は認めるが、一般社会は費用を支払った後に領収書に基づいて経費を支払ってもらうのが常識だが、少なくとも領収書は明確にすべきである。	川西市では、全ての費用について領収証の提出を義務付け、現在は議会事務局の窓口で閲覧できるようにしています。 今後は、ホームページで領収証を公開していきます。	M-3
60	【6ページ】 第4章 市民と議会との関係 第11条 (傍聴及び会議録の公開)	一般質問の時間制導入。質問時間については持時間制となっているが、全体の持時間については制限が無い為、傍聴者の立場からは、質問者を特定しての傍聴には極めて時間を合わせるのが難しいことも、議場に足を運ぶこともちゅうちょされるため、質問と答弁を含めて個人の持時間を1時間とするよう改定して欲しい。 議員力の向上について。上記の時間制を導入するための不都合として発言の制限を排除することは当然であるが、定められた時間内に分かりやすく意見を述べられるのも議員の努めであると自覚の上、研讃をされたい。	ご指摘は、本会議の一般質問に関する内容であると思われるので、ご意見の主旨を踏まえて、市民の皆さんが傍聴していただきやすくするために、各議員の質問開始時刻が見込めるような仕組みを検討していきます。	N-1
61	【4ページ】 第3章 議会の活動 第6条 (議員の活動原則) 第2項	議会や行政の動きを市民が知るためには、傍聴以外に、各議員から直接、報告を受けるのが一番理解しやすいと考えます。議員により、その回数がまちまちのようで、ある程度、年2回は最低でも行うとか、義務づけるのはどうでしょうか。質疑応答で意見交換が活発になります。	ご指摘のとおり、市民の皆さんの意見を聞かせていただけるよう、報告会や意見交換会について、今後、開催方法及び回数などを含めて、議会としての仕組みづくりを検討していきます。	0-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市議会の回答	提出者
62	【5ページ】 第3章 議会の活動 第9条 (政務活動費)	<p>(注)第24条は議会費(議会の事務局を運営する費用や、議員の出張費等)ですので、政務活動費の場合は、第9条になります。</p> <p>適正な議会の活動費は議員の調査研修のため、必要不可欠なものと思います。今、問題になっている政務活動費についても、川西市は領収証の添付が必要と聞いております。領収証の全てをホームページで閲覧させるとの議論もあるようですが、膨大な量の入力をする等、事務の手間を考えただけでも、人件費のムダ使いのように思えます。真剣にチェックする市民など皆無に近いでしょうから、これもムダなことです。</p>	<p>ご指摘のとおり、政務活動費は第9条で、議会費全体を第24条で規定しています。</p> <p>政務活動費の領収証を公開することは、適正な執行をチェックすることはもとより、不適正な支出の抑止力にもなり、必要な取り組みであると考えています。</p> <p>なお、既に議会事務局の窓口で閲覧できるようにしていますので、これを電子データにして、ホームページに掲載することは、大きな事務負担になるものではありませんので、ホームページでの公開を進める予定です。</p>	0-2
63	【8ページ】 第5章 議会と市長等との関係 第14条 (市長との関係) <解説>	<p>市民は行政のトップの意見をできるだけ聞きたいですが、市長さん自らの答弁は議会等ではあまりないと聞きます。</p> <p>例えば、小学校の統廃合の問題は、保護者や地域の反対意見が強いからという理由で、今後の見通しも先延ばしになっています。職員の応答と市長からの説明とでは、全く重みが違います。財政の乏しい市政からみても無駄なところは、早く改める努力をするべきです。市民病院の移設問題も同じことです。</p> <p>第15条の解説にあるとおり『時代の変化に対応して重要と判断した事柄を追加したり、必要性がなくなった事柄を削除するなど、常に見直しを行うことを定めています』この通りだと思いますので、市長さんの奮闘を期待しています。</p>	<p>第14条では、市長をはじめとする市職員と、常に緊張ある関係を保持し、活発な議論を交わしながら、共に市政の発展に尽くすという決意を規定しています。</p> <p>ご指摘のうち、市長の答弁に関して、新年度の施政方針などに対して、議会の各会派を代表して行われる「総括質問」は、基本的にすべての質問に対して市長が答弁しています。</p> <p>また、第15条については、議会として議決すべき事柄を時代の変化に応じて追加・削除することができることを定めています。</p>	0-3
64	【9ページ】 第5章 議会と市長等との関係 第18条 (会議における質疑応答) 第2項	<p>「発言しなければならない」というくらいの意気込みで、活発な議論をして下さい。</p>	<p>第18条は、論点などを整理し、議論が深められるように、議員の質問に対して、その趣旨や不明確な点などを確認するための発言ができることを規定したものですので、発言を義務化するような性質のものではありません。</p>	0-4
65	【その他】	<p>行政府には各種審議会が多数あると聞き及びます。その審議会の座長が、川西市以外の大学の先生等が占めているとか。川西市の事情に疎い人を学識経験者としてのみ、迎え入れるのは非常に違和感があります。川西市内には立派な学識経験者が沢山います。公募もしないで、市議会も通さず決めるのは如何なものでしょうか。市民の目から見れば、ただ審議をしたというパフォーマンスとしか思えません。早急な改善を求めます。尚、公募については自薦でなく、他薦3名で一人を推薦するなど、方法は多々あります。</p>	<p>ご指摘のとおり、議会としては、専門的な知識や経験を有する人の意見を参考にしながら、あくまでも市民の声を尊重した政策提案等を目指していきます。</p> <p>また、市長等が審議会の意見をもとに政策を決定しようとする場合には、議会として、しっかりと議論できる場を確保するよう、引き続き要請してまいります。</p>	0-5